『史上最強の FP3 級問題集 24－25 年版』
法改正情報

3 級 FP 技能検定試験は、2024 年度より、学科試験及び実技試験ともに、CBT 試験に移行されました。2025 年 5 月までに実施される CBT 試験については、法令基準日が 2024 年 4 月 1 日に、2025 年 6 月～2026 年 5 月に実施される試験については、法令基準日が 2025 年 4 月 1 日になります。

『史上最強の FP3 級問題集 24-25 年版』は、2025 年 5 月までに実施される試験に対応しています。2025 年 6 月～2026 年 5 月実施予定の試験に対応する問題集として、『史上最強の FP3 級問題集 25-26 年版』が 2025 年 5 月末に発売される予定です。

現在『史上最強の FP3 級問題集 24-25 年版』にて学習されていて、2025 年 6 月以降の試験を受験される方は、法改正情報に十分にご留意ください。なお、主な改正点は次の通りです。

●2025 年 4 月 1 日までに施行された法改正（2025 年 6 月～2026 年 5 月実施の試験に対応）

・労災保険：2024 年 11 月 1 日から「フリーランス」が「特別加入」の対象となり、任意で加入できるようになった。

・雇用保険の教育訓練給付：2024 年 10 月から特定一般教育訓練の給付率が 40%、一定要件で 10%追加支給で最大 50%になった。専門実践教育訓練の給付率が 50%、一定要件で 20%～30%追加支給で最大 80%に引き上げられた。

・確定拠出年金：2024 年 12 月から拠出限度額が以下の通りに変更された。

企業型年金（企業型 DC）：月額 5.5 万円から確定給付企業年金（DB)等の他制度掛金相当額を控除した金額

個人型年金(iDeCo)：第 1 号加入者、第 4 号加入者は付加年金または国民年金基金と合算で月額 6.8 万円(年額 81.6 万円)

：第 2 号加入者、第 3 号加入者は月額 2.3 万円(年額 27.6 万円)

：企業年金等(企業型 DC や DB などの他制度)加入者(公務員を含む)は月額 5.5 万円から「DC や DB など、他制度ごとの掛金相当額の合計額」を控除した金額(上限 2 万円)

・東京証券取引所：2024 年 11 月 5 日から東京証券取引所の後場の取引時間が 30 分延長されて、12 時 30 分～15 時 30 分までとなった。

・雇用保険の基本手当：正当な理由がない自己都合退職の給付制限期間が 1 カ月に短縮（5 年間で退職 3 回目からは 3 カ月）された。また要件を満たす公共職業訓練等を受ける受給資格者は給付制限期間なしになった。

・雇用保険の雇用継続給付：高年齢雇用継続基本給付金の支給額が 60 歳以後の賃金×10%相当額（上限）となった。

・雇用保険の育児休業給付：「出生後休業支援給付」と「育児時短就業給付」が始まった。

※「出生後休業支援給付」は被保険者とその配偶者の両方が 14 日以上の育児休業を取得した場合に休業開始時賃金の 13%相当額を上乗せして支給する制度。「出生時育児休業給付」と「育児休業給付」の給付率は 67%なので、13%を上乗せすると休業開始時賃金の 80%となる。

※「育児時短就業給付」育児時短就業給付金は 2 歳未満の子の養育のために短時間勤務を行う場合、時短勤務期間中の賃金の約 10%を支給する制度。

・国民年金保険料：国民年金保険料が月額 17,510 円（2025 年度）となった。

・年金額の改定：老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の満額の年金額が 831,700 円（2025 年度：月額 69,308 円）となった。

・在職老齢年金：60 歳以上の就労者は、「年金の基本月額と総報酬月額相当額との合計額」が 51 万円を越えると、老齢厚生年金が減額や支給停止となることとなった。

・省エネルギー基準：一部の非住宅のみに義務化されていた省エネ基準への適合が、2025 年 4 月以降に着工される全ての住宅・建築物について、義務付けられることとなった。

・所得税の非課税枠の引き上げ：基礎控除では、合計所得金額 2,350 万円以下で控除額が 58 万円となった。さらに特例として、合計所得金額 655 万円以下については、段階的に 5 万円から最高 37 万円の控除額が上乗せされることとなった。また、給与所得控除では、最低控除額 55 万円が 10 万円引き上げられ、65 万円となった。

・特定親族特別控除：19 歳以上 23 歳未満の子の合計所得金額が 58 万円（年収 123 万円）を超えた場合も、上限 123 万円（年収 188 万円）まで、子の合計所得金額に応じて親は 63 万円～3 万円と段階的に控除が受けられることとなった。

2025 年 4 月現在